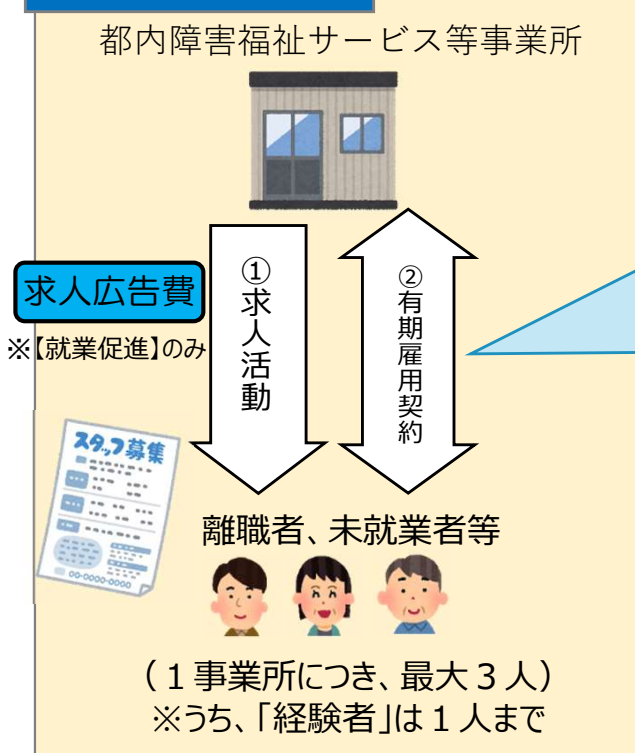


事業の概要

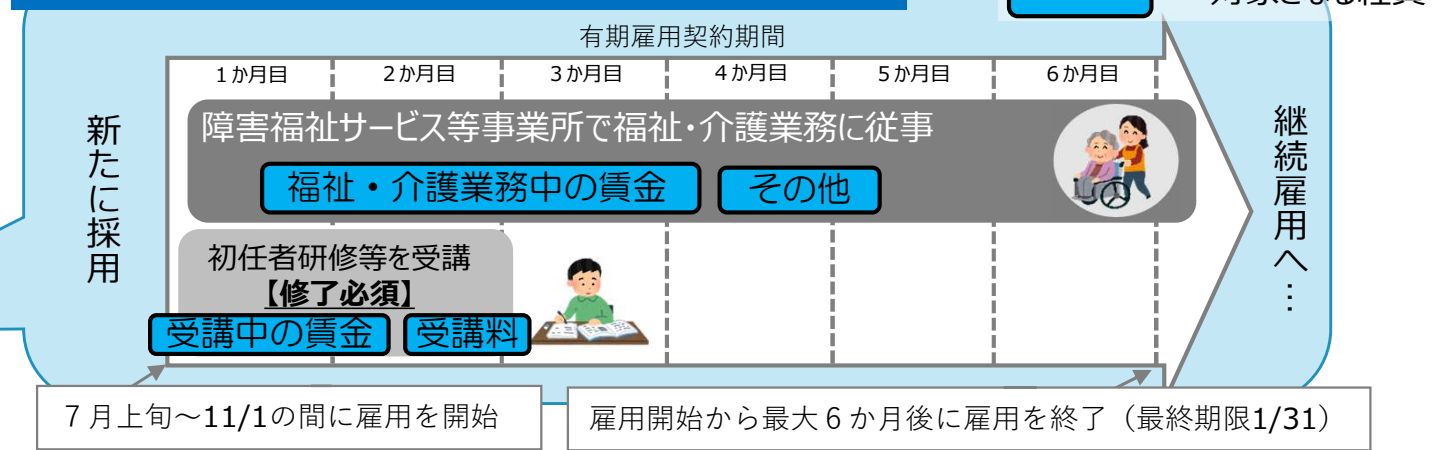
(障害福祉サービス等職員就業促進事業・訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業)

- ・ 都内障害福祉サービス等事業所が**福祉・介護業務への就労を希望する方を新たに雇用**した場合、最大198万円まで**有期雇用契約期間中（最大6か月）の賃金や研修受講料等を東京都が負担**します。
- ・ 障害福祉サービス等事業所は、有期雇用契約で採用した職員（本事業対象者）を、事業所で現場経験を積みながら、勤務時間内に初任者研修等の資格取得をさせることで、職員の育成・定着に取り組みます。 ※就業時間数によって上限額が異なります。

事業のイメージ



有期雇用契約期間中の流れ（6か月間雇用した場合）



対象となるための主な条件

- 有期雇用契約を締結（正規職員は対象外）
 - 【就業促進】雇用契約上の所定労働時間は週20時間以上40時間以内
【訪問採用】雇用契約上の所定労働時間は週10時間以上40時間以内 ※別表参照
 - 有期雇用契約期間中の勤務時間内に、対象研修のうち1つを受講・修了させる
- 「福祉・介護業務に従事」 + 「研修を修了」

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東京都	6/1～6/15正午 公募期間									
	下旬 実施事業者決定									
事業者	①応募	②雇用開始→届出								
		7月上旬～11/1の間に雇用開始								
								雇用期間の最終期限1/31		

雇用終了後は、速やかに実績報告を提出

事業者は、対象者に、福祉・介護業務に従事させる一方で、**勤務の一部として本事業の雇用期間中に指定された研修※のうちいずれか1つを受講・修了**させなければなりません。

※⑥～⑬の研修は、【訪問採用】に応募している事業者のみ申請可能

就業促進

訪問採用

研修名	留意事項
①介護職員初任者研修	②の受講者及び介護福祉士資格所持者は対象外
②（同）実務者研修	介護福祉士資格所持者は対象外
③強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）	特に要件は無し ※ただし、既に修了済の研修は受講不可
④サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）	
⑤（同）（実践研修）	
⑥同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）	【訪問採用】に応募している事業者のみ ※ただし、既に修了済の研修は受講不可
⑦居宅介護職員初任者研修	
⑧障害者居宅介護従業者基礎研修	
⑨行動援護従業者養成研修	
⑩相談支援従事者研修（初任者研修）	
⑪重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）	
⑫重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	
⑬重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	

【対象外となるケース】

- 原則として、本事業の雇用期間中に指定の研修を修了しなかった場合、委託料の支払対象外になります。
- 本事業の雇用期間中に、**研修を2つ以上受講（例：無資格者が初任者研修＋実務者研修の両方を受講・修了）**した場合、**2つ目の研修受講に関わる費用は支払対象外となります。**